資　料

高山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の概要について

１．改正内容

⑴　出産被保険者に係る産前産後期間の所得割額及び均等割額の減額の適用（第１８条の４）

出産する予定の被保険者又は出産した被保険者がいる場合に、出産日の属する月の前月（多胎妊娠の場合は３月前）から出産月の翌々月までの期間に係る所得割額及び均等割額を公費により軽減する。（公費の負担割合：国１/２・県１/４・市１/４）

〇所得割額の軽減

出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に、当該年度の所得割率をかけて１２で割った金額 × 上記軽減月数

〇均等割額の軽減

当該年度の均等割額を１２で割った金額 × 上記軽減月数

※計算の結果、なお賦課限度額を上回る場合はその限度額で賦課する。

【軽減期間のイメージ】

【令和５年度については、11 月～1 月が出産月となっている場合、施行日以降の月分が軽減対象】

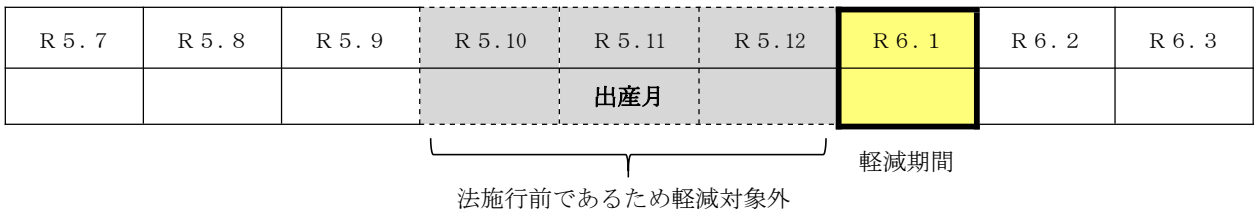

２．適用

令和５年度分の保険料のうち令和６年１月以後の期間に係るもの及び令和６年度以後の年度分の保険料について適用